

## 別紙

「不適正な取引行為」の指定については、下記の項目を加え、新たに規定されることを検討されたい。

- 1 訪問購入における不招請勧誘の禁止
- 2 訪問購入における勧誘を受ける意思の確認の義務
- 3 再勧誘の禁止
- 4 書面の交付義務
- 5 物品の引渡しの拒絶に関する告知

※ なお、既に『不適正な取引行為』と指定されている項目について、訪問購入が読み取ることのできない箇所については、規定の一部を改められたい。